

松山市の電力供給に係る一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告します。

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 番町小学校外81校で使用する電力供給
予定使用電力量 10,921,900kWh
- (2) 電力の特質等 「電力供給入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のとおり。
- (3) 需要場所 入札説明書のとおり。
- (4) 使用期間 自 令和2年10月 1日 0:00
至 令和3年 9月30日 24:00
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本市が別途提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする（燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札においては加算しない）。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

2. 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170条）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から開札日までの間に同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法

- (平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。
- (6) 履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
(実績と認める電気の供給契約は、入札参加申請者が、この一般競争入札の公告日までに1年間に供給した電力量の実績が1,000,000kWh以上であること。)
- (7) 環境省が「電力供給契約における入札の競争参加資格について」により公表する平成30年度の電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況を評価する裾切り基準(四国電力管内の得点例、全項目)にかかる評点の合計が70点以上である者。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

3. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 提出書類
- ①一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ②小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写し(任意様式)
 - ③業務履行実績調書(様式第2号)
 - ④二酸化炭素排出係数等適合証明書(様式第3号)及び根拠書類
 - ⑤印鑑登録証明書の写し(入札参加資格確認申請、入札書等に押印する実印の証明書で、発行後3か月を超えないもの、写し可)
 - ⑥履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し(法務局で発行する法人の証明書で、発行後3か月を超えないもの、写し可)
 - ⑦完納証明書または法人住民税納税証明書(松山市で課税がある場合は

松山市納税課が発行する完納証明書で、松山市で課税がない場合は本店所在地の市町村が発行する完納証明書または法人住民税納税証明書、写し可)。ただし、本店所在地が東京23区内の場合は都税事務所が発行する法人住民税納税証明書、写し可。(直近1事業年度分の発行後3箇月以内のもの、写し可)。

⑧都道府県税に係る納税証明書(直近1事業年度分の発行後3箇月以内のもの、写し可)

⑨法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(申告している税務署が発行する納税証明書で、発行後3か月を超えないもの、写し可)

⑩暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(様式第5号)

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留にて下記宛先に送付すること。

〒790-8799

松山中央郵便局留(松山市役所 学習施設課 行)

※封筒には、件名、開札日及び商号を記入するとともに「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(3) 提出期限

令和2年7月17日(金) 17:00(必着)

(4) 確認結果の通知

申請者には、令和2年7月22日(水)までに確認結果通知書をファクシミリにより通知する。なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

4. 入札の日時及び場所等

(1) 開札

開札は入札参加者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない松山市職員を立ち合わせてこれを行う。

(2) 落札者の決定

落札者は、予定価格の制限の範囲において最低金額をもって入札したものとする。

また、最低金額が2者以上同額であった場合は、抽選により決定する。ただし、郵便入札のため、この一般競争入札の事務に関係ない本市職員がこれに代わってくじを引くものとする。

(3) 再度の入札

落札者が決定しないときは、日時を改めて再度の入札を行う。この場合において、本市は、入札参加者に対し再度の入札を行う旨を直ちに連絡をするものとする。なお、再度の入札は、1回(初度の入札と合わせて2回)のみ行う。

(4) 入札の日時

(ア) 初度の入札(1回目の入札)

令和2年7月29日(水) 14:00

(イ) 再度の入札(2回目の入札)

令和2年8月5日(水) 14:00

(5) 入札の場所

初度・再度の入札とも以下の場所とする。

松山市三番町四丁目11番地6

KH 三番町プレイスビル 3階 第2会議室

(6) 入札方法

入札方法は、郵便入札とする。持参による入札書は受け付けないので注意すること。

郵送方法等は以下のとおりとする。

- ・ 郵送先 〒790-8799
松山中央郵便局留（松山市役所 学習施設課 行）
- ・ 郵送方法 一般書留または簡易書留のいずれかによる。
- ・ 到着期限 （ア）初度の入札（1回目の入札）
令和2年7月28日（火）17：00（必着）
（イ）再度入札（2回目の入札）
令和2年8月4日（火）17：00（必着）
- ・ 封入方法 入札書及び入札内訳書を内封筒に入れ密封の上、外封筒に入れて郵送する。なお、外封筒には、件名、開札日及び商号を記入するとともに「入札書在中」と朱書きすること。
- ・ 入札書に記入する日付は、開札日とすること。

(7) 入札における留意点

- ①入札者は、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く一切の諸経費を含めた契約金額を見積らなければならない。
- ②入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③入札金額の算出基礎として、入札内訳書を作成し、入札書に添付すること。なお、入札書と内訳書には、入札書に押印する印鑑により「割り印」すること。
- ④入札書への記名押印は代表者によるものとする。
- ⑤入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、郵便入札の到着期限までに入札辞退届を担当部局に提出すること。提出方法は、(6)と同じ郵送とする。
 - ・ 封入方法 入札辞退届を封筒に入れて郵送する。
なお、封筒には、件名、開札日及び商号を記入するとともに「入札辞退届在中」と朱書きすること。
- ⑥郵便入札の参加者は、法人の代表者又は代理人の1名に限り開札に立会うことができる。立会いを希望する場合、「6. 担当部局・問い合わせ先」に開札日の前日までに立会者の氏名を連絡した上で、開札日の当日、松山市職員の求めに応じ、身分証等を提示しなければならない。

5. その他

- (1) 当該入札または契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方の負担とする。
- (2) 当該入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、松山市は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入・歳出予算の当該金額の減額または削除があった場合は、この契約を変更し、または解除できるものとする。
- (3) 当該入札の詳細は入札説明書による。
- (4) 入札説明書及び当該入札に係る書式等については、下記のアドレスに掲載している。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/kanri/gakkoudenki.html>

6. 担当部局・問い合わせ先

〒790-0003 松山市三番町六丁目6番地1

松山市教育委員会事務局 学習施設課

施設担当 水口・曾我部

TEL 089-948-6873

FAX 089-934-3419

※学習施設課での問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00までとする。